水戸市電子調達運用基準

1 総則

1-1 趣旨

この運用基準は、電子調達の適切かつ円滑な運用を図るため、水戸市物品調達に係る電子調達の実施に関する要項(平成27年水戸市告示第278号。以下「要項」という。) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1-2 用語の意義

この運用基準において用いる用語の意義は、別に定めるもののほか、次に掲げる事項については当該各号に定めるところによる。

(1) 電子調達システム

茨城県と県内市町村との共同利用により水戸市が発注する物品調達に係る入札及び見積合わせを処理するシステムで、電子調達システムと入札情報サービスシステムで構成される。電子調達に参加しようとする者の利用者登録から入札書又は見積書の提出及び受理並びに落札者又は随意契約の相手方の決定までの一連の事務(以下「入開札事務」という。)を、コンピュータとネットワーク(インターネット)を利用して処理するシステムをいう。

(2) 入札情報サービスシステム

発注情報及び入札結果又は見積合わせ結果に関する情報等をインターネット上に 公開するとともに、参加者による仕様書等のダウンロードを可能にするシステムを いう。

(3) 電子調達

この運用基準において、電子調達システムで処理する入開札事務をいう。

(4) 紙入札

従来どおり紙に記載した入札書及び見積書等を使用して行う入開札事務をいう。

(5) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。受注者と水戸市の双方でICカードを使用した情報のやり取りを行う。インターネットなどを利用した電子文書のやりとりで、なりすましや改ざんを防止するために使用される。

(6) 電子くじ

落札又は随意契約の相手方の決定となるべき同価の入札又は見積をした者が2者 以上あるときに,演算式によりコンピュータで落札者(随意契約の相手方を含む。) を決定する仕組みをいう。

2 共通事項

2-1 電子調達を行う案件の基準

要項第2条の規定により電子調達で行うことを決定した案件(以下「電子調達案件」という。)は、原則として、電子調達システムにより入開札事務を行うものとする。

2-2 入札情報サービスシステムの取扱い

電子調達案件の発注情報,入札及び見積合わせの結果の公表,その他入開札事務に 必要な事項の公表は,入札情報サービスシステムにより行うものとする。

2-3 参加者のシステム運用時間

電子調達システムの運用時間は、水戸市の休日を定める条例(平成元年水戸市条例 第23号)第2条第1項に規定する市の休日を除く、9時から18時とする。

2-4 開札日時等の設定

電子調達案件に係る開札日時等は、次のとおりとする。

- ア 競争入札の開札日時は、入札書受付締切日時の翌日を標準とする。
- イ 見積合わせの開札日時及び見積書受付締切日時は任意に定めることとする。
- ウ その他の期間等は、指名競争入札の通知書及び見積依頼の通知書において明示 するものとする。
- 2-5 電子調達の通知日以降の案件の修正

通知日以降において,入札書受付締切日時や開札日時等の修正を行う場合は,電子調達システム及び電話又はファクシミリ等により参加者へ通知するものとする。

なお、案件登録情報のうち、入札方式又は落札方式について錯誤が認められた場合は、当該案件を取りやめとし、速やかに案件の再登録を行うものとする。

2-6 電子ファイルの作成基準

電子ファイルでの提出を求める資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次のいずれかを指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう参加者に明示するものとする。

- ア Word97以上のバージョンで保存したファイル
- イ Excel97以上のバージョンで保存したファイル
- ウ PDFファイル,画像ファイル(JPEG形式)
- エ 上記に加え水戸市が特別に認めたファイル形式
- オ 電子ファイルの圧縮を行う場合は、LZH又はZIP形式を指定し、自己解凍方式 は認めない。
- カ 提出する電子ファイルは、ウィルスチェック済みのものとする。
- 2-7 ウィルス感染ファイルの取扱い

参加者から提出された電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止するとともに、水戸市よりウィルスに感染している旨を当該参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議を行うものとする。

- 3 入札書等の取扱い
 - 3-1 入札書等の受付

入札書等は、電子調達システムにより入札(見積)金額、くじ番号が入力されたものを有効なものとして取扱うものとする。

3-2 入札書等提出時の留意点

参加者は、次の事項に留意して適正な入札書等の提出がなされるよう努めるものとする。

- ア 入札書等の入力は正確に行い,入札書提出内容確認画面又は見積書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書等を提出すること。
- イ 入札書等提出期間内に入札書等の提出が完了するよう, 余裕をもって処理を行 うこと。
- ウ 入札書等が正常に送信されたことを,受信確認通知により確認すること。
- 3-3 入札及び見積合わせの辞退

入札及び見積合わせを辞退する場合においては、電子調達システムにより辞退届を 提出するものとする。

3-4 入札書等提出後の撤回等

電子調達システムにより一旦提出された入札書等又は辞退届は,撤回,訂正等(紙 入札への移行を含む。)を認めないものとする。

4 開札

4-1 開札方法

開札は、事前に設定した開札日時後、速やかに行うものとする。ただし、紙入札方式による参加者がいる場合は、執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書等を開封して その内容を電子調達システムに登録してから開札を行うものとする。

4-2 開札の延期の連絡

開札を延期する場合は、電子調達システム及び電話又はファクシミリ等により、当該案件に入札書等を提出している参加者全員に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

4-3 開札の取りやめの連絡

開札を取りやめる場合は、電子調達システム及び電話又はファクシミリ等により、 当該案件に入札書等を提出している参加者全員に対し、開札を中止する旨の通知を行 うものとする。

- 5 参加者の利用者登録及び[[(カードの取扱い
 - 5-1 電子調達システムの利用を認める参加者の基準

電子調達システムを利用することができる参加者は、競争入札参加資格者名簿(物品)に登録された者(以下「代表者」という。)又は当該代表者から電子調達システムによる入札に関する権限の委任を受けた者(以下「受任者」という。)とする。

5-2 受任者による電子調達システムの利用基準

前項の規定に基づき,受任者による電子調達システムの利用は,下記の基準により 委任状(様式第1号)が提出された場合に限り認めるものとする。

(1) 提出時期

ア 委任状は、利用者登録手続きの際に提出を求めるものとする。

イ 入札手続き途中における提出は認めない。

(2) 委任期間

ア 委任期間は、競争入札参加資格の有効期限を限度とする。

イ 委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合は、変更内容について速や かに、財務部契約検査課に書面による届出を行うものとする。 5-3 電子調達システムへの利用者登録

参加者が、初めて電子調達システムを利用する場合又は新たにICカードを取得した場合は、参加者のパソコンから電子調達システムに利用者の登録を行うものとする。

5-4 電子調達システムに登録できるICカードの基準

電子調達システムに登録することができるICカードは、民間の電子認証局が発行したもので、ICカードの名義は、企業の代表者又は受任者の名義とする。

5-5 代表窓口情報及びICカード利用部署情報等の変更

参加者の、電子調達システムに登録した代表窓口情報及びICカード利用部署情報に変更が生じた場合は、参加者のパソコンから随時変更内容の登録を行うものとする。

5-6 ICカード有効期限の対応

参加者は、現在使用しているICカードの有効期間内に、参加者のパソコンから電子調達システムに新しいICカードの登録を行うものとする。

5-7 [Cカードの名義, 住所の変更

参加者は、ICカードの名義及び住所の変更が生じた場合は、5-3の規定に準じてICカードを新規作成し、登録を行うものとする。

5-8 ICカード不正使用の取扱い

参加者がICカードを不正使用した場合は、当該入札及び見積合わせへの参加を認めないものとする。

落札後に不正使用が判明した場合は,契約締結前であれば,契約締結を行わないことができる。

また,契約締結後に不正使用が判明した場合は,調達状況等を考慮して契約を解除 するか否かを判断するものとする。

【不正使用した場合の例示】

ア 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札及び見積合わせに 参加した場合

イ 代表者又は受任者が変更となっているにもかかわらず,変更前の代表者又は受任者のICカードを使用して入札及び見積合わせに参加した場合

- 6 見積参加者のユーザ[]及びパスワードの取扱い
 - 6-1 電子調達システムの利用を認める見積参加者の基準

電子調達システムを利用することができる見積参加者は、水戸市物品調達等の契約事務に関する規程(平成7年水戸市規程第10号)第5条に規定する認定業者とする。

6-2 ユーザ[]・パスワードの交付

見積参加者は、電子調達システムの利用に当たり、水戸市からID・初期パスワードの発行を受けるものとする。

6-3 パスワード及び連絡先情報の変更

見積参加者は、ユーザID及び初期パスワードの交付を受けた場合、速やかにシステムにログインし、パスワードの変更手続き及び連絡先情報等の確認を行うものとする。

6-4 ユーザID・パスワードの有効期限

上記6-2の発行を受けた時点から、競争入札参加資格の有効期限までとする。

6-5 ユーザ[]・パスワード不正使用等の取扱い

見積参加者がユーザID・パスワードを不正に使用した場合は、当該見積合わせへの 参加を認めないものとする。

見積採用後に不正使用が判明した場合は、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。

また,契約締結後に不正使用が判明した場合は,調達状況等を考慮して契約を解除 するか否かを判断するものとする。

6-6 ユーザ[]・パスワードの再発行

見積参加者がユーザID・パスワードを失念した場合、速やかに水戸市財務部契約検査課に連絡し、新たなID・初期パスワードの発行を受けるものとする。

- 7 紙入札での参加を認める基準
 - 7-1 当初から紙入札での参加を認める基準

参加者から紙入札(見積)参加届出書(様式第2号)が提出された場合は、参加者側にやむを得ない事由があると市長が認めた場合に限り、紙入札を認めるものとする。

【やむを得ない事由の例示】

ア ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再取得の申請又 は準備中の場合

イ 企業名,企業住所,代表者の変更により,ICカード再取得の申請又は準備中の 場合

- ウ 電子調達の導入準備中で、10カードの取得が間に合わなかった場合
- 7-2 紙入札による提出書類等の取扱い

前項の規定により、電子調達案件に紙入札で参加することを認めた場合は、要項の 規定に基づき提出書類等を取り扱うものとする。

7-3 電子調達から紙入札への変更を認める基準

電子調達の手続き開始後、参加者から紙入札への変更を求められた場合は、やむを得ないと認められる事由により電子調達の続行が不可能であり、かつ全体の入開札事務に影響がないと認められる場合についてのみ、当該参加者の、電子調達から紙入札への変更を認めるものとする。この場合、当該参加者は、速やかに紙入札(見積)参加届出書を提出するものとする。

【やむを得ない事由の例示】

ア ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再取得の申請又 は準備中の場合

イ 企業名,企業住所,代表者の変更により,ICカード再取得の申請又は準備中の 場合

ウ 参加者側のシステム障害の場合

7-4 紙入札に移行する場合の取扱い

前項の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該参加者について、速やかに紙入札により電子調達案件に参加する業者(以下「紙入札業者」という。)として登録するものとし、当該参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては、電子

調達システムに係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済み の電子調達システムによる書類の送受信は有効なものとして取扱い、別途の交付又は 受領手続きを要しないものとする。

7-5 紙入札による電子くじ番号の取扱い

紙入札による電子くじ番号は、参加者が入札書に3桁のくじ番号を記入し提出する ものとする。

7-6 紙入札による辞退の取扱い

紙入札による辞退は、従来どおり紙に記載した辞退届を提出するものとする。

- 8 システム障害等の取扱い
 - 8-1 参加者側のシステム障害時

参加者側のシステム上の障害等により、一部の参加者が電子調達を行うことができない場合は、7-3の規定により電子調達から紙入札へ移行するものとする。

8-2 水戸市側のシステム障害時

水戸市側のシステム等に障害が発生したことにより、全ての参加者が利用不可となった場合で短期に回復が見込まれる場合は、各受付締切日時及び開札日時の変更(延長)を行うものとする。この場合は、電子調達システム及び電話又はファクシミリ等により、参加者にその旨を通知するものとする。

なお,電子調達システムが長期にわたり停止する場合は,全面的に紙入札に切り換えるものとし,電子調達のホームページ等による公表を行うものとする。

付 則

この運用基準は、平成28年1月1日から施行する。

委任状(電子入札用)

年 月 日

水 戸 市 長 様

所在地又は住所 商号又は名称 代表者職氏名

印

私儀, 次の者を代理人と定め, 下記の権限を委任します。

記

(受任者)

氏 名 印

(委任事項)

1 電子入札システムによる入札に関する件

2 委任期間 年 月 日から 年 月 日まで

紙入札 (見積) 参加届出書

年 月 日

水 戸 市 長 様

所在地又は住所 商号又は名称 代表者職氏名

印

下記案件について、電子調達システムによる入札(見積)に参加できないため、紙入札(見積)による参加の届出書を提出します。

記

- 1 案件名称
- 2 電子調達システムによる参加ができない理由